



人工主体の倫理(【ワークショップ報告 第1回】2022年8月30日(火))

新川, 拓哉

(Citation)

21世紀倫理創成研究, 16:23-28

(Issue Date)

2023-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100482791>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482791>



【ワークショップ報告 第1回】
2022年8月30日(火)

人工主体の倫理

新川 拓哉
神戸大学大学院人文学研究科 講師

本報告は主に「人工生命」(Artificial Life)、およびそれに関わる諸問題について論じられるものである。本報告の内容は主に1. 人工生命という概念の紹介、2. 意識的主体と行為主体・分離可能性、3. 準意識的主体と準行為主体・二つのアプローチ、4. 人工生命に関する倫理という四つの部分から構成される。以下は発表とスライドの内容に基づいて要約する。

1. 人工生命という概念の紹介

まず、人工生命には、自然生命とその過程と進化、また、計算モデル、ロボット工学、生化学における事例および過去または未来において発見または設計されたあらゆる形態の生命が含まれる。人工生命という概念は、次の無生命の人工物と生命ある人工物という両者の境界を非常によく捉えている。前者は道徳的被行為者(主体)／行為者(主体)とみなすことができず、後者は道徳的被行為者／行為者とみなすことができる。なぜ人工生命に注目するかと言うと、まず、人工生命には様々な種類があり、それらは新しく特別な存在論的地位を占めているように見えるからである。たとえば、ロボット、コンピュータプログラム、脳科学などの技術の発展によって作られた意識主観性を持つ人工的存在は、主観性と行為主体性の新しい形と言える。次に、人工生命というものは、我々が新しい技術で作り出さない限り、存在しないからである。この点において、人工生命の倫理的地位は、人間、動物と植物などの他の自然界の生命体とは異なっているように思われる。

2. 意識的主体と行為主体・分離可能性

ここで、人工生命が一体どのような存在者であるかという問題を考えるときに、はじめに思考すべき問題は、人工生命が意識のある主体でありえるかという問いである。ある人工生命Xは、意識があれば、すなわちXであることがどのようなものを認識できるならば、意識的主体であると言える。意識に関しては、グローバルワークスペース理論、統合情報理論、汎心論など多くの理論がある。Xが意識を持つかどうかは、そもそもどの意識の理論を採用するかによって決められる。意識的経験には、感覚的なもの、感情的なもの、認知的なものなど様々な種類がある。我々は、どのような種類の意識的経験を持つことができるかという考え方から、意識的主体を分類することができる。そのため、人工生命は意識的主体でありうるかという問題を問うときは、四つの点から分析することができる。すなわち、「どのような種類の人工生命であるか」、「どのような人工生命の理論にあたるか」、「意識的経験を持つかどうか」、「どのような種類の意識的経験を持つか」という観点から分析できるのである。

次の問いは、人工生命が行為主体でありうるかについてである。もしある人工生命Xが行為者性（あるいは行為主体性）を持つならば、Xは行為者（あるいは行為主体）である。行為主体性に関しては多くの理論がある。ある理論は心理学的なもの（欲求、意志など）であり、Xの精神的／表象的な能力に注目する。他の理論は行動的なものであり、Xの行動がいかに柔軟的で自立的であるかに注目する。どのタイプの理論においても、行為主体性がある種の度合いの問題であることを認められる。心理学的理論と行動的理論については、後者が原始的な行為主体性を、前者が複雑な行為主体性を扱うという点で、両立できるということは広く認められる。一部の反表象主義者が心理学的なアプローチを完全に否定するにもかかわらず、その両者は互換性がある。人工生命は行為主体でありうるかという問いも、以下四つの点から分析することができる。すなわち、「どのような種類の人工生命であるか」、「どのような人工生命の理論にあたるか」、「行為主体性を持つかどうか」、「どの程度の行為主体性を持つか」ということである。

意識的主体と行為主体は分離することがある。人間は意識的主体であっても行為主体ではない場合がある。たとえば、閉じ込め症候群などである。また、意識的主体ではなく、行為主体であることもできる。たとえば、睡眠時随伴症などである。同様に、意識的主体でありながら行為主体ではない人工生命も存在しうる。

この逆もまた同様である。たとえば、ロボットは、非意識的な行為主体である可能性がある。そして、脳内オルガノイドは非行為的で、意識的な主体の例である。意識は本質的にある種の主観的な現象であるため、意識に関わるあらゆる理論は、Xの意識の所有に寄与するXの内在的性質／能力を特定することを目的とする。Xについて何を信じるか、Xをどう扱うかといった関係的な性質ではなく、Xが意識を持つに至った内在的性質・能力を明らかにしようとするものである。同様に、多くの標準的な行為主体性理論では、関係的性質ではなく、ある種の内在的性質／能力を行為主体性の基礎とみなす。但し、デネット的な意図的スタンスのような例外もある。

3. 準意識的主体と準行為主体・二つのアプローチ

人工生命の存在は、以上に述べられた意識的主体と行為主体以外に、準意識的主体と準行為主体など他の形を取りうる。

ある人工生命Xが意識を持っているように見える場合、Xは準意識的主体である。Xが準意識的主体であるかどうかは、Xが我々人間に対してどのような関係にあるかによって決められる。Xが準意識的主体であるかどうかは、Xにおける本質的な変化がなくても変化しうる。また、意識的であることと準意識的であることは、分離しうる。具体的に言えば、Xは意識を持っていないように見えるときでも、実際にXは意識を持っていることができるし、同様に、Xは意識を持っているように見えても、実際には意識を持っていないということもありうる。

準意識的主体と同じように、我々人間にとってある人工生命Xが行為主体性を持っているように見える場合、Xは準行為主体である。Xが準行為主体であるかどうかは、Xが我々人間に対してどのような関係にあるかによって決められる。そして、Xが準行為主体であるかどうかは、Xにおける本質的な変化がなくても変化しうる。また、行為的であることと準行為的であることは分離しうる。というのも、Xはある程度の行為主体性を持っていないように見えるときでも、実際にはXは行為主体性を持っていることもあるし、同様に、Xはある程度の行為主体性を持っているように見えても、実際にはある程度の行為主体性を持っていないこともある。

ここまで、人工生命に関して意識的主体、行為主体、準意識的主体、準行為主体という四つの概念を紹介した。ある人工生命は、準意識的主体でありながら準

人工主体の倫理

行為主体ではない可能性がある。その逆もまた同じである。あるロボットは、行為主体のように見えるが、意識的な主体ではないかもしれない。また、このロボットは準行為主体であるが、準意識的の主体ではないこともある。ある脳内オルガノイドは、意識的の主体に見えるかもしれないが、行為主体ではない。そして、ある脳内オルガノイドは、準意識的の主体でもあり、準行為主体でもある。そのため、意識的の主体と準意識的の主体の間にも、行為主体と準行為主体の間にも分離性が生じる可能性がある。

以上から、人工生命に関する研究は二つの異なるアプローチをとるべきだと言えるだろう。Xが意識的の主体であるか行為主体であるかを明確するためには、理論的な考察と研究が必要であり、Xが準意識的の主体であるか準行為主体であるかを明確するためには、現象学的な考察や社会調査などが必要である。

4. 人工生命に関する倫理

倫理というのは、道徳的行為者（主体）と道徳的被行為者（主体）との間の相互関係を評価するものである。道徳的行為者性は高いレベルの行為者性である。どの程度の高さであるかは、道徳的行為者性をどのように捉えるかによるが、ある見解では、意識的な主体であることが道徳的行為者になるために必要な条件である。また、道徳的行為者性はある種の程度の問題である。低レベルの道徳的行為者は、道徳的教育を受けるに値するだけで、道徳的賞賛／非難に値しない。これに対して、高いレベルの道徳的行為者は、道徳的賞賛／非難に値することもある。Xが感覚を持つ意識的な主体（快樂と苦痛を感じられるようなもの）であれば、Xは道徳的被行為者であるということは広く認められる。しかし、その一方で、Xは意識的な主体であるならば、Xが道徳的被行為者であるというより強いテーゼは論争的である。どのような意識的の主体が合理的に道徳的被行為者とされるかという問題は、現在進行中の議論なのである。おそらく、道徳的被行為者になるために、他の必要な条件もある。たとえば、それは道徳的行為者になることである。

人工生命が倫理的な枠組みにおいては、どのように位置づけられるかを知るために、人工生命が意識的の主体／行為主体であるかどうか、そして、どのような意識経験／行為能力を持ち、どの程度の行為主体性を持つかを探求すべきである。しかし、これらの問題に答えることは容易ではない。特にどの意識的理論、どの

行為主体性理論を採用すべきか、という問いについては目下論争中であり、いまだ決着は見えていない。おそらく、人間は準意識的主体や準行為主体に焦点を移す方が、より有効的で現実的だろう。各人工生命がどのように経験的に提示されるかという現象論的考察と、各人工生命についてどのように考えるかという社会的調査が可能である。

次のような二つのアイデアがある。(i) 準意識的な対象を道徳的な被行為者として扱い、準行為者を道徳的な行為者として扱うことは合理的である。(ii) 我々は現象学的考察や社会調査によって、どの人工生命が準意識的主体および／または準行為主体であるかを明記することができる。そこで、(i)と(ii)が成立すれば、我々は人工生命を倫理的枠組みの中に位置づけることができる。

ここで、二つの批判がある。(i)はある意味では予防的な考慮によって支持されるかもしれない。すなわち、Xが道徳的な被行為者／行為者であるかどうかを理論的に判断できないが、倫理的視点から見れば、Xが道徳的な被行為者／行為者であるように見える場合、反証が提示されない限り、Xをそのように扱うことが可能である。しかし、それに対して次の異論がある。(1)それは非科学的であり、ある種のポピュリズム的な倫理である。(2)Xが道徳的な被行為者・行為者であるように見えない場合、Xをそのように扱わなくてもよいという結論をもたらす可能性がある。しかし、これはあまりにも人間中心である。徳倫理から見れば、徳のある人が、意識的主体や準行為主体に対してどのように接するかを考えてみよう。たとえば、共感性の高い人なら、Xが意識的な主体であると、おそらくXの利益を考慮してXをケアするはずである。こうして、我々も同じように行動することで、道徳的美徳である「共感」を育むことができる。逆に、もし我々がXを気かけず、ただの無生物として扱っていると、共感の徳に悪影響を及ぼす可能性がある。Xを大切にすることは、Xが道徳的な被行為者ではなかったとしても、徳を培うために有利なことである。仮に、準意識的な主体／準行為主体に道徳的な被行為者／行為者としての地位を認めないとしても、彼らは徳倫理学の枠組みにおいて独特の道徳的地位を占めていると考えることはできる。

さらに、(ii)が抱える問題をして指摘することもできる。(ii)はXがいつ準意識的主体／準行為主体になるかという基準を明らかにするものではない。この不明確な点に対して批判される可能性がある。たとえば、どのような人であるか、何人いるかなどが、具体的に明らかにされていない。そこで、文脈主義の重要性を提示

人工主体の倫理

した。徳のある人は多数派であり、彼らがXをどのように経験するかは文脈によって異なる。そのため、Xが準意識的主体／準行為主体であるかどうかは文脈によって決められる。つまり、Xはある文脈においては準行為主体／準意識的主体でありうるが、別の文脈においてはそうでない可能性がある。Xは支離滅裂な行為主体あるいは非行為主体に見えとしても、それは準行為主体という概念が無意味なものではなく、むしろ、Xが経験される文脈が異なること、そしてXをどのように扱うべきかは文脈に応じて変化することを意味しているに過ぎない。

人工生命の存在論をめぐる二つのアプローチがある。一つ目は関係論的なアプローチである。これには、我々は直観的にどのように反応したいかを含め、様々な文脈で経験的に提示される各人工生命を詳細に説明する（現象学的考察／社会調査）ことと、徳のある人が様々な文脈においてどのように扱うべきかをなるべく具体的に考えることの二つが含まれる。二つ目は内在主義的なアプローチである。こちらでは、それぞれの意識・行為論において、各人工生命が意識的主体／行為主体とされるか、意識的主体／行為主体と言える場合、各人工生命がどのような意識的経験／行為主体性の程度を持ち得るかが検討される。

本報告は主に人工生命の存在論と倫理学をめぐる分析した。一方、存在論的カテゴリーにおいては、1. 内在的アプローチを紹介した。これは人工主体が意識的主体であるか、行為主体であるかを考えられる理論である。2. 関係論的アプローチについては人工主体が準意識的主体であるか、準行為主体であるかを考えることができる。他方、倫理的な考察においては、A) 標準的アプローチ（道徳的行為者・道徳的被行為者）とB) 徳倫理的アプローチを論じた。1-Aと2-Bは相性のいい組み合わせだが、他の組み合わせも可能である。

(李倩 要約)